

総務省「高速電力線搬送通信に関する研究会」
事務局御中

平成17年6月14日
情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ)
専務理事 池田 茂

高速電力線搬送通信と無線利用の共存条件(許容値)についての提案

1. 前回研究会までの共存条件案についての議論の要点

- ①松崎構成員案：微弱無線の考え方を適用して、漏洩電界 $44\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ (at 10m) を許容値とする。
- ②雨宮構成員案：CISPRでの議論をもとに、漏洩電界 $35\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ (at 10m) を許容値とする(但し、CISPRでは漏洩電界を許容値とはせず、これに相当するコモンモード電流値 $30\text{dB}\mu\text{A}$ で規制)。
- ③ITU-R 勧告における quiet rural 地域における人工雑音以下とする案

大略上記3案について種々の意見が出されました。

2. CIAJの提案

上記議論を踏まえて、下記提案申し上げます。

- ①PLC禁止帯域および通信帯域について2種類の許容値を適用する。
- ②禁止帯域にはCISPR電源ポートの許容値を適用し、通信帯域には通信ポートの許容値を適用する。
- ③CISPRの通信ポートの許容値については電圧値および電流値の二種類が示されているが、基本的な値である電流値を許容値とする。

許容値案：

非通信時：CISPR電源ポートの雑音端子電圧値 $60\text{dB}\mu\text{V}$ ^{注1)}以下

通信時：CISPR通信ポートのコモンモード電流値 $30\text{dB}\mu\text{A}$ ^{注2)}以下

通信時の使用禁止帯域：CISPR電源ポートの雑音端子電圧値 $60\text{dB}\mu\text{V}$ ^{注1)}以下

注1) VCCIで定められた電源ポート規制値)、 注2) CISPR22の通信ポート電流規制値

提案理由は

- ① 議論の対象であった上記3案はいずれも漏洩電界で規制するものであるが、通信機器の検査時に漏洩電界を測定するのは、電波暗室の中で特殊な測定機器を用いた習熟度の高い試験が必要で運用上難しいと考える。
- ② 従って、電流値または電圧値のように簡単な装置でどの試験員でも測定可能であり、かつ、工場出荷時に測定できる値での許容値を望む。

以上